

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で、定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 中西峰雄君、8番 岡本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中上良隆君）日程第2 一般質問 を行います。

順番15、7番 中谷和史君。

〔7番（中谷和史君）登壇〕

○7番（中谷和史君）おはようございます。
3日目のトップバッターを切らせていただき、一般質問をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき私の質問を始めさせていただきます。

大きな一点目としまして、去る8月21日付文書によります九度山町からの合併協議の申し入れに関し、現時点では非常に困難として、11月10日に意に沿えない旨の回答をいたしました。

私個人といたしましては、次のような観点から賛成の立場でいましたので、大変残念な思いをいたしました。

一つは、道州制に至る地方分権の流れ、九度山町の持つ、全国発信に耐えられる観光資源のポテンシャル、両市町の生活圏などを勘案し、財政的な面等マイナス要素を考慮しても、なお、余りある可能性を将来に見込める案件であると判断していたことです。

二点目は、お断りした場合の橋本・伊都地方における橋本市の立場、地域のリーダーとして頼むに足らざるなりとの信頼性の毀損の大きさは将来的に計り知れない悪影響があるのではないかと考えたことでもあります。その他、ルートイン誘致の件等々幾つかの理由からであります。

しかし、そんないろいろな意見を踏まえた上で、市長がより高次の、大所高所からご判断され、橋本市のトップとして決断されたことですので、その判断は重く受けとめさせていただきます、尊重してまいりたいと思います。

そこで、改めて市長にお伺いいたします。
合併せずの選択をした、決断の意思決定に至る思いについてと、和歌山県及び橋本・伊都地方における橋本市が果たすべき役割や位置づけに関し、市長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

次に、表題にあります橋本・伊都地方の中心都市として、総務省が進める「定住自立圏構想」を取り入れた施策について提案したいと思います。

この構想は、総務省地域創造グループが中心となり、定住自立圏構想研究会を立ち上げ、平成20年1月21日の第1回会合から5月15日の第8回会合までの結果を踏まえ、報告書に基づき7月4日付で、各知事あてで先行実施団体を募集したものであります。

同報告書の中にもありますが、この構想は

平成の大合併後を見据えた施策であり、合併により人口5万人以上になった地方の中心都市がさらに近郊の町村と協定を結び、イニシアチブをとりながら定住自立圏を形成していくことを、国が特別交付税など、財政支援を行うことで後押しをしようとする構想です。

報告書の中にもはっきりと、「これまでの広域市町村圏等の施策は、その役割を終え、これにかわる新たな仕組み」と書かれています。

さらに、よく見ますと、今回の九度山町のケースのように、合併ができなくてもこの構想を取り入れれば、合併をしたのと同じ効果が得られるものとなっています。

そこで、この通告書が出る前にこの構想のことを調べておられたのか、また取り組みを検討されたか、今後の方向性などをお伺いしたいと思います。

広域組合や本市の抱える諸問題の解決にも私は大変有効だと考えますが、この点はいかがお考えですか。

続きまして、大きな項目の二点目といたしまして、来年5月から裁判員制度が始まりますが、市当局の取り組みについてお伺いいたします。

一つ目は、市民への相談窓口の設置など、窓口対応は考えていますか。また、市の職員が選任された場合の対応をどのようにお考えか、氏名の非公表規定との整合性も含め、お伺いいたします。

大項目の三点目としまして、構造改革特区に関し、その後の状況及び取り組みについて。

11月に田辺市が「紀州田辺の特産果実酒・リキュール特区」の認定を獲得いたしました。また、政府の方でも、麻生内閣の目玉施策の一つとして、より高度な特区制度への移行を検討しているようであります。いわゆるスーパー特区制度です。

昨年6月と12月の質問以後の状況及び担

当部局のご努力と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。前向きなご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

中谷和史議員のご質問にお答えをいたします。

九度山町からの申し入れがございました合併協議につきましては厳粛に受けとめさせていただき、市民の多くのご意見なども拝聴する中、熟慮しました結果、まずは、本市の確固たる財政基盤の確立、そして山積する行政課題への対応と新市としてのまちづくりを着実に取り組んでいくことが最優先であると判断いたしました。現時点では、合併協議を開始する状況にないことを九度山町にお伝えするという苦渋の選択をさせていただいたところであります。

私としましては、合併いかにかわらず、橋本・伊都地域における本市の果たすべき役割を十分認識し、今後も取り組んでまいりたいと考えているところでございます。そうした中で、今後合併の機運が地域全体に高まってくれば、伊都圏域が一つという考え方の意見も幾らか出ておったということを申し添えておきます。

次に、定住自立圏構想についてであります。これは総務省から今年度発表されてございますけれども、基本的な考え方は、すべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難であるということ、そうしたことから、定住自立圏の中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備することで、中心市が圏域全体の暮らしを支え、さらに圏域全体のマネジメントを担うこととされ

ています。

本構想でございますが、広域行政圏施策の抜本的な見直しを図るものとして総務省より本年度示されたものでございまして、定住自立圏の中心市が圏域全体をマネジメントする必要があるということから、橋本周辺広域市町村圏や本市の抱える諸問題解決に対する有効手段の一つであると考えております。

定住自立圏の圏域の形成にあたっては、中心市と周辺市町村が機能ごとにそれぞれ協定を締結することにより、中心市と周辺市町村の双方にメリットがあるようにすべきであります。

今後、本制度について各市町村間で十分な協議を行っていく必要があります、国における本構想への方針についても調整中の部分もございすけれども、全国的な動向を踏まえ、調査研究をしまいたいと考えております。

やはり、私は、この和歌山県の上流の地域にありまして、伊都圏域、これを絶えず、それぞれのいいところを持ち寄って発展させていくべきではないのかなということ常々申し上げておるわけでございすけれども、特に総務省では、この中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携、交流をするということで、私の考えと全く同じでございすますが、和歌山県の上流にあつては、橋本市がこれの先頭に立たなければならないということだけはわかっておるわけでございまして、これも伊都圏域の70%になる人口を保有しておる本市でありますので、やはり常にリーダーシップをとっていくという考え方、私ども執行部も、議会の皆さんもこの気持ちは十分持つていくべきではないかなと私は考えておるわけでございす。

そうした中で、やはり橋本市の特色を早く、これの方針は、橋本市にあつては、中核病院

をちゃんと備え、あるいは、民間機能であるショッピングセンターとか、それに付随するものも配列をして、そして周辺のところは診療所であるとか、病院は必要ない、あるいはそれぞれの商店が配列する程度のものであるというように集中的な、将来橋本市は存分に機能を果たしていくように、それは私も考えておりますので、皆さんともこれからそういうことについての議論を存分にしていく必要があると、私はそう思っておるところでございす。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）昨年12月定例議会においてご質問いただきました構造改革特区についてのその後の状況でございすますが、市ホームページにおいて提案を募集しております。しかしながら、現時点では新たな提案を受けるに至っておりません。

全国では、現在累計で714件の特区が認定されており、和歌山県では8件となっております。

議員ご指摘の田辺市においては、果実酒またはリキュール酒の最低製造数量基準の緩和により、地域の特産物である梅やかんきつ類を果実酒として消費と販売の拡大につなげていくものです。

本市においては、新たな提案を受け付けるに至っておりませんが、地域の活性化、企業誘致の推進など特色あるまちづくりのため、今後も構造改革特区制度の活用を検討してまいりたいと考えております。

また、構造改革特区に関する国の新たな取り組みとして、「スーパー特区制度」の創設の検討が進められております。

当制度は、申請者を地方自治体に限らず、「企業城下町」と表現される、企業や複数の自治体の場合でも対象とされます。特区認定によるメリットも、従来の規制緩和に限らず、

税制面の優遇や政府系金融機関による財政支援などに拡大する見通しとなっていますので、今後、より一層市の特色あるまちづくりのため調査研究を進めるとともに、周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、裁判員制度についてのご質問にお答えいたします。

裁判員制度開始に伴う市当局の取り組みについてであります。まず、裁判員に選ばれるには裁判員候補者名簿に登録される必要があります。

これは、和歌山地方裁判所が毎年9月1日までに次の年に必要な裁判員候補者の員数を割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知し、通知を受けた選挙管理委員会は選挙人名簿に登録されている者の中からくじにより裁判員候補者予定者名簿を調製し、通知を受けた年の10月15日までに電子媒体で和歌山地方裁判所に送付することになっております。

また、名簿は磁気ディスクをもって調製することができるかとされており、くじの方法につきましては、最高裁判所から配布のありました「名簿調製プログラム」の支援機能により、割り当て員数を入れることで自動的に選定され、名簿が調製されます。その磁気データを第三者が見ることができないように暗号化した上で送付いたします。

市は、選挙人名簿から裁判員候補者予定者名簿を調製し、地方裁判所に提出する事務処理を行っております。

裁判員制度の相談窓口につきましては、裁判員候補者専用コールセンターが平成20年11月29日から平成21年1月31日の間設置されており、期間後も各地方裁判所の裁判員制度担当部署で対応することになっており、各裁判

員候補者への通知にも問い合わせ先等が記載されております。

したがって、本市の役割としましては、裁判員候補者予定者名簿の調製となっており、市民への相談窓口の設置については考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、裁判員制度で職員が選任された場合の取り扱いについてであります。既に「橋本市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」の一部を改正し、職員が裁判員として選任され、その職務に従事する場合は職務専念義務を免除することとしておりますが、その手続き上で裁判員の氏名が判明することについては、非公表規定に抵触しないと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君、再質問ありますか。

7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）市長からも前向きな御答弁をいただきまして、非常にありがたく思っております。

その中で、実はきのう、夜テレビを見ておりましたら、県議会のほうでも定住自立圏の中の分権の部分に関して質問が出ておまして、総務部長のほうで答弁で分権に関する権限の移行を早期に進めねばいかんということで、各町村のほうへ県の権限を今後移譲していきたいというような答弁をされておりました。

実はこれ、まだ先行団体だけが動いている状況のように、調べますと載っていますけれども、実際、総務省、県のレベルでは取り組むということで動いていると思いますので、その辺のところは担当部署のほうで検討していただきたいなというふうに思うわけであり

そんな形で、これが前回、多分、7月9日付で県からこういう制度ができました、先行団体に応募しませんかという案内が来ているかと思うんですけども、それについてどういのご討議をされたかお伺いしたいと思えます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）総務省のほうからこれが5月に出て、6月にあり方ということで出ています。それで、7月にそういう文書があったわけでございますけども、現在これとは違う、広域市町村圏の見直しもやっている中であります、それとは全然これは制度が違うということは認識しておいたわけでございますけども、まだもうひとつわかりにくいところがあったというのが事実でございます。

そういうことで、現在、この10月の末に先行実施団体の内容を見て、18団体ですか、初めてわかったような状態でございますけども、何をどうしたらええのかというのがわかりにくかったのが現状でございます。

ということで、10月28日に出た18団体の先行取り組みの概要を見ましたらやっとイメージがわいてきたわけでございますけども、この18の団体の中でも13団体が広域の医療圏の関係とか、ほかは観光関係とか地産地消の関係もございまして、ほとんど広域医療が多いです。

そういうことも踏まえまして、私どもとしましても、医療の問題とか観光の問題、それから橋本市が企業誘致の部分だけ受け持つおこうかなとか、そうするのやということで考えられるのかなというふうに考えてございまして、もうちょっと研究させていただかなければ、橋本市がどこまで実施できるかということについては考えづらいのかなというふうに考えてございます。

それで、国としましては、地方が生き延びる手法としてこれを進めるような考え方でございますけれども、広域医療圏の考え方も協議会の方ではもうちょっと、うちの場合でしたら22年が期限でございますけれども、見直しということで今進めています。それも並行していくのかなという考え方でおります。

それと、県の方で権限移譲の問題がありましたけど、県の方は、これにプラス県の行政改革という観点からの権限移譲の部分がございます。そういうことで、中心市になった場合、その権限移譲をかなりしていただかなければいけないということがあるわけでございますけども、こんな県のことを言うて悪いですけども、30市町村すべてに権限移譲できるものはやっていくというような考え方で進めているところがあるのも事実でございます。それと、これの推進役になる部分もございまして、そういう状況でございます。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）後の方から言いますと、きのうの県議会の中の話でありましたら、ある議員から、分権と定住自立圏の構想の中で権限移譲はどうなるのやという質問に対して、総務部長の方から、分権の流れの中で、今言われた30市町村全部に権限を移譲する、それプラス、中心市に対して一気に権限移譲すると、市のほうの事務処理が随分混乱するということで、早目に権限を移譲していきたいという流れのようでございます。ただ、それはきのうのニュースの話ですので、私のほうもきちっと調べたわけじゃないんですけども、

ただ、県の市町村課のほうにもこれの取り組みについて問い合わせに行ってみましたけれども、担当者レベルでは確かにまだちょっと温度差があるのかなという部分

であります。

ただ、この方向でやっぱり今後多分進んでいかれるんだろうなというふうに思いますし、先日来いろんなことで問題になっております広域市町村圏の意思決定の遅さと、これについても明らかに研究文書の中で、意思決定の遅さであった、この広域圏の問題点を解決するための施策であるということをはっきり書いておりますので、その辺のところは十分前向きにとらえていただきたいなというふうに思います。

恐らく、以前の地方拠点都市法にかわる施策であろうかなど。財政についても、当時は300億円ほどついたわけですがけれども、そこまでいかんとしても、かなりの財源というのはついてくると思います。

今部長言われましたように、まだ先行実施で、今総務省がいろいろもんでおる最中ですので、それに対して今から働きかけを行って、より橋本市に合致するような形で総務省が決めていただけるように、ロビー活動じゃないですけども、地元の国会議員なりを使って働きかけをしていく必要があるんじゃないかなと思いますので、改めて再度お伺いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと財政のことがありましたので。

財政につきましては、これ、中心市につきまして交付税なんかを幅を持たせるということで、具体的なところまで出ていませんけども、そういうことになろうかというふうに考えてございます。中心市が主導権を握ってマネジメントしていくというような考え方でございますので、そういう形になろうかと思えます。

それと、これから取り組んでいく中で、広域市町村圏、要するに地方拠点都市につきま

しては県が圏域を決定して進めていくというような手法でございますけれども、今度、定住自立圏につきましては、中心市と周辺都市、市町村になりますか、そこが協定を結びということではいろいろ協議して行って行政分担を決めていくというような形になります。そういうことで、自分らでいろいろ決めて行って、協定を結んでこうやっていこう、決めていくということがございますので、これからその合意形成というんですか、協議は非常に大事なかなというふうに考えてございますので、これについてはこれから進めていかなければいけないというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）そういうことで、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。同時に、国会のロビー活動が絶対必要ですので、ぜひやっていただきたいと思います。この分については終わりたいと思います。

それで、特区なんですけど、確かに募集をかけておるだけではなかなか応募というのは、構造改革特区はないと思うんですけども、今度の、これもまだ確定したあれでないの非常に申し上げにくいんですけども、スーパー特区の構想が出ておまして、それはさっきご説明いただいたように、本当に一般企業からも提案できると言われておる形です。

前から市長も心配されております農業の後継者の問題、それに対して今参入しているところが結構あるわけですから、その辺のところを解決していける一つの何かなと思いますので、これも前向きに取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺のところ、再度よろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）確かに、この前からちょっと、スーパー特区制度の概要ということでホームページを見させていただきまし

た。現在の麻生内閣の中でちょっと検討しているような状況でございますけれども。

その中に書いていましたように、具体的には農業改革特区というような形で後継者、土地の保有の基準を緩和して、株式会社や企業というんですか、そういうところが農業に参入できるような形のものにしていくのにかなり有効ではないかというようなことの記事も出ていましたので、その辺も含めまして、企画だけで持っていたらちょっと具合悪いので、各部署にこんなものがあるよということで、もうちょっと積極的に部署の中で広めて、外へ説明できるような形にしたら今までよりも広がるのかなというふうに考えてございますので、そういう取り組みをしたいなというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）ありがとうございます。

本当にそういう使える制度は使っていきたいなという。

さっきの定住自立圏構想にしましても、これは福田内閣のときの目玉で、どうしてもということをやったやつですし、全署に広がる施策でもあるし、このスーパー特区は、今度麻生さんの目玉で何とかやりたいというところのようでございますので、必ずやっていただけというふうに思います。

やっぱり、橋本市の産業・商業の活性化のためにも、市の企画だけでは本当にしんどいのかもわからないんですけども、いろんな部署で、各団体にこんなものがあるから、こんなのいっぺん応募せえへんかと、こういう形で取り組んでみいへんかというような働きかけをやっていたきたいなと。

多分、障壁があったら言うてこいよというて、あるいは、特区の希望はありませんかという形でホームページに載せているだけでは恐らく何も出てこないやろうし、なかなか前

へ進まんと。

特に、私、このスーパー特区を見たときに一義的に思ったのは、これは農業のほうにかなり使えるなという形。それと、商業、工業のほうでも結構、そら、工業の方あるいは商業の方は、これはやはり自分の力量でやっていただく、その申請に関しては市が後押しするよというように形でやっていただけたらいいかなと思います。企業誘致に関しても十分使っていけると思いますので、よろしく願いしたいなというふうに思います。

取り組んでいただくということの、再度、それだけ言うてもらえれば。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）先ほど言いましたように、行政内部にも広げて、外へ出していくような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）ぜひよろしく願いいたします。

それでは、裁判員制度のことでございますけれども、実際、裁判員のほうも候補者及びその登録云々については市の選挙管理委員会ということでございますけれども、この中にもひょっとしたら候補者で用紙をもらった人はおられない。

（「議員は来ません」と呼ぶ者あり）

○7番（中谷和史君）いやいや、地方議員は来ることになっています。私も模擬裁判に行ってきましたけども、議員は断れないということになっているようでございます。

それはいいとしまして、今言われたように、裁判所のことでもありますので、裁判所が案内し、質問に答えてということでありましょうけれども、恐らく一般市民の方というのは、とりあえず身近な窓口ということでご相談に見えるかと思っておりますので、ぜひ相談窓口を開

設してやっていただきたいなど。

あるいは、あまり詳しいところまで市の職員が知っている必要もないとは思いますが、こういう通知が来たけれども、どう対応したらええんでしょ、じゃ、ここへ電話して、こうこうですよというような案内をできる程度の窓口を開設してあげるのがまた市民サービスではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）基本的には、ご答弁させていただいたように、窓口ということは考えておられないわけですが、議員ご指摘のとおり、該当された市民の方々については、いろいろ身近な市町村の窓口でお聞きしたいと、これは当然のことだと思っております。

その中で、私も実は、けさも和歌山の地方裁判所のほうへ直接お電話を入れさせていただいて、確認しております。和歌山県の地方裁判所の中では、12月1日に発送した後におきまして、和歌山地方裁判所では約50万件が電話問い合わせ、それから来庁者ということで数字の報告を受けております。

それで、各候補者となられた方につきましては当然文書通知をされておりますが、その文書通知の中でも最高裁判所の専用窓口、コールセンターの電話番号、それから、和歌山県であれば和歌山地方裁判所の電話番号等々も設置されておるといことで通知文に明記をされております。

そういうこともございまして、先般来からも、和歌山地方裁判所のほうからも各自治体のほうへは今私にご答弁申し上げたような内容の公文書が届いております、そこで裁判所のほうなり、各専用窓口のほうへという案内をさせていただいておりますというお知らせを聞いております。

ただ、当然橋本市のほうへも、選挙管理委員会なり、総務課のほうへそういう問い合わせがありましたら、その部分の窓口は設置いたしませんけれども、親切に対応させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）恐らくそういうことであらうと思うんです。

やっぱり、市民はどうしても1階の窓口へ行くと思いますので、そこから問い合わせがあったときに迅速に対応できるような形だけはつくっておいてやっていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

また、選任された方が生活困窮者であったり、あるいは子育ての最中の方で、これは市がそこまでできるかどうかわかりませんが、一度またご検討いただいたらいいかなと思うんですが、保育園等で子どもを長時間預かりますよとか、その辺のところ、できるのかどうかわかりませんが、そういう検討をしていただきたいなという話でございます。

やっぱり、最初の候補者の中での選任だけで、実際の選任に50人ほど呼ばれて、その中でいろんな裁判の説明を受けて、向こうの選任の手続き、それにまず1日かかって、あと、実際に裁判員に選ばれたときに、また3日ないし5日ほどかかるわけですが、

断れますよとかいう裁判員の用紙があるわけですが、私は地方議員やから断れるものやと思ったら、断られへんを書いてありまして、議会開会中はあれですけども、そういうふうな、一般の方が見たらほとんど断られへんようなことを書いていますので、そういうときの対応についてもご検討のほどをお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）その質問の件なんですけれども、市役所のほうでそれをお聞きして、断るとか答弁できませんので。そういうことで、一応最高裁判所のほうから出ておりますパンフレットの中に、調査票でお尋ねすること、それから質問票でお尋ねすること、それから転任・選任手続きの当日にお聞きすること等々のセクションを設けてございますので、その段階で裁判所のほうで判断していただけるかと思っておりますので、私のほうからはそれ以上のご答弁は差し控えさせていただきますと思います。恐れ入ります。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）わかりました。

あと、職員が選任された場合ですけど、先ほどの規定で、そしたら、職務は外れてもええよ、あとは有給扱いということでもよろしいんでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）職員につきましては、先ほどご答弁させていただいたように、職務専念義務免除扱いとなります。

そして、仮に職員が該当した場合、上司に裁判員になったということ、候補者になったということをお話して義務免を申請したりとか、同僚の理解を求めることについては一切問題ありません。むしろ、積極的に上司に相談していただいて職場の周囲の理解を得ていただくことが重要であるということで逐条解説にも載っております。

そういうことで、今議員ご指摘のとおり、法律上禁止されている公にするということにつきましては、例えばインターネットで公表するような、裁判員候補者になったことを不特定多数の人が知ることにつきましては法律上禁止されておるといふように逐条解説にはうたわれております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）ありがとうございます。

そうしましたら、当然市職員には通知を徹底されているということでご理解してよろしいですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）私のほうも企画部職員課が担当してございます。それは問い合わせはまだございません。問い合わせのあるときは全部来ますので。

○議長（中上良隆君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）わかりました。

ぜひ、不安に思っておる職員もおるようでございますので、その辺の周知のほうをまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（中上良隆君）これをもって、7番 中谷和史君の一般質問は終わりました。